

**令和3年第1回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**令和3年3月4日(木)**

**東洋町議会**

余 白

# 令和3年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和3年3月4日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君  
副町長 長崎 正仁 君  
教育長 蛭子 浩久 君  
会計管理者 生松 克祐 君  
総務課長 大坪 靖幸 君  
税務課長 近藤 真人 君  
住民課長 築地 仲音 君  
産業建設課長 小池 昭平 君  
教育次長 北川 晃彦 君  
地域包括支援  
センター事務局長 田岡 いずみ 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 伊吹 真貴博  
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

## 令和3年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和3年3月4日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第3号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第4号 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第5号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第6号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第7号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

- [日程第8] 議案第8号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第9号 東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについて
- [日程第10] 議案第10号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第11号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第12号 令和2年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第13号 令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第14号 令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第15号 令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第16号 令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第17号 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第18号 令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第19] 議案第19号 令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第20号 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第21号 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 選挙第1号 東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- [日程第23] 委員会報告 総務教育民生常任委員会

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆様にマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

発言者のマスク着用についても、着用することとします。

マスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和3年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおり会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として条例7件、補正予算3件、当初予算9件、その他2件の計21件であります。

まず、地方自治法第235条の2の第3項の規定により、監査委員から令和2年11月から令和3年1月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

続いて、日程に入る前に町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ、令和3年度第1回定例会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

現在、依然として新型コロナウイルス感染症が大都市圏を中心に、猛威を振るい、関東、一都三県では、緊急事態宣言が3月7日まで延長されたままとなっております。

昨日には、更に2週間の延長が決定されております。

本県では現在、新型コロナウイルス感染者数は一定落ち着いているものの、第4波の襲来が危惧されているところでもございます。

国の令和2年度第3次補正予算や令和3年度当初予算等におけるワクチン接種の動向などを注視し、感染拡大抑制を最優先に、各種施策への取組を推進していかなければならないと考えているところでございます。

県知事は、昨年は、新型コロナウイルス感染症に対応する守りの1年だった。2021年度は、感染症対策に万全を期しつつ、攻めに転じて具体的な成果につなげる1年にしたいと述べております。

本町も県との連携のもと、各種施策の推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。

本定例会には、執行部から合計19件の議案を提案させていただきます。



内訳といたしましては、条例改正案等 7 件、令和 2 年度の補正予算案 3 件、新年度当初予算案 9 件となっております。

ご審議の上、適切なご決定をお願いを申し上げます。

一般会計補正予算第 6 号についてでございます。

国の国土強靱化のための 5 か年加速化対策などに対応いたしまして、また、地方創生臨時交付金など有利な財源を有効活用いたしまして、一般財源の負担軽減を図りながら公共事業関係の予算も確保しているところでございます。

国の第 3 次補正予算におけます県工事負担金などを含め、令和 2 年度予算の投資的経費の累計は 1 5 億 7 千万円に上るところでございます。

このため、翌年度に繰り越して使用することができる事業経費といたしまして、繰越明許費補正額では、一般会計 6 号補正だけでも 5 億 3 千万円となっているところでございます。

続きまして、一般会計当初予算についてでございます。

令和 3 年度の国の地方財政計画では、地方財政の根幹であります地方交付税総額を、前年度から 0. 8 兆円増の 1 7. 4 兆円として、前年度に続き増額決定としているところでございます。

本町への交付見込額は、前年度から 1. 6 パーセントの増、2 3 0 0 万円程度の増額となる見込みでございますけれども、交付税措置のある起債償還の増額による影響もございまして、本年度の国勢調査人口の適用が反映されていない段階での試算数値であることを考慮いたしますと、より慎重な財政運営が必要であることは言うまでもないと考えているところでございます。

また、地方が財源不足を穴埋めするために発行する臨時財政対策債は、コロナなどによる収収減を補填するため 7 4. 5 パーセ

ントの増、3.1兆円の増額とされているところでございます。

本町には、本年度も厳しい予算編成に変わりはないところでございますけれども、今後、国勢調査による人口減の影響も考慮いたしまして、当初予算の財源不足を補うため、基金からの繰入金2億700万円を計上いたした予算となっております。

2年度の決算見込みを慎重に見極めながら、国土強靱化に向けた防災対策への予算確保は、国の3次補正を有効活用しながら新年度予算と一体として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

令和3年度一般会計予算総額でございますが、対前年度比では23パーセント減の27億8695万円となっております。

普通建設事業費は、対前年度比73.6パーセント減の2億8500万円となっております。

この減額につきましては、前年度に予算化しました集落活動センター建設工事関連経費の減による影響もでございますけれども、本年度は起債の発行額を抑制することを念頭に事業の優先度も考慮しつつ、国土強靱化など有利な方策として2年度の補正予算に前倒しをした結果でもあるわけでございます。

本年度も防災、減災対策の予算が主要事業となっておりますが、木造住宅耐震関連や津波避難路の予算は優先的に計上いたした予算編成としております。

また、性質別での主な増減でございますけれども、人件費につきましては6.1パーセントの減となっております。

これは退職者による影響でございます。

物件費につきましては7.7パーセントの増となっておりますけれども、経常的一般財源では減額となっているところでござい

ます。

補助費等につきましては、11.4パーセントの減となっており、コロナの臨時交付金を活用した繰越明許費との関係で普通建設事業同様に減額となっているところでございます。

また、扶助費につきましては、昨年度から重度訪問介護サービス24時間利用制度の予算を計上しているため、昨年度は16.2パーセントの大幅な伸びとなっておりましたが、本年度は5.5パーセントの減となっております。

起債償還に要する公債費につきましては、防災対策などが重なっている影響で5.8パーセントの増となっているところでございます。

また、一般会計を除く国保会計など8特別会計への繰出金では、4.2パーセントの伸びとなっております。

これは特別会計での国保税、介護保険料につきまして、引き上げ改定を据え置く判断をいたした結果による伸びでございます。

人件費等の義務的経費の総額といたしましては、1.8パーセントの減となっております。

できるだけ経常的経費を抑制しつつ、単独事業といたしまして子育て世帯への支援策、在宅介護手当などを継続して予算計上をいたしているところでございます。

続きまして、8の字ネットワークについてご報告申し上げます。

新聞やテレビなど、マスコミ報道でも大きく取りあげられておりましたが、2月27日には高知南国道路延長15キロメートルが完成いたしまして、開通式が行われました。

このように、四国8の字ネットワークの整備も着実に進展して

おります。

今回の開通で、東部自動車道や阿南安芸自動車道などへの進展に相乗効果が期待されるというふうに考えているところです。

このため、2月25日には、県知事とともにWeb会議形式でございますけれども、財務省事務次官への要望を行ったところでございます。

内容につきましては、阿南安芸自動車道の一部であります国道493号の未事業化区間となっております、安倉から和田間に絞って補助事業による新規事業化採択と、道路予算の確保の政策提言としたところであります。

令和5年度には、北川村和田から柏木間の和田トンネル3.4キロメートルが、開通の見込みが公表されているところでございます。

野根から奈半利までのうち、唯一、未着手区間となっている安倉から和田間9キロメートルが事業化決定となれば、全区間が空港までつながるということとなります。

また、3月4日、本日の5時半からでございますけれども、知事とともに国土交通省へ同形式での要望を実施することとなっております。

コロナ禍での要望活動でございますけれども、日程や時間調整が困難な状況となっておりますけれども災害時への備え、地域経済の活性化に不可欠な8の字ネットワークの整備は、急務でありますことから今後とも県や国会議員、各期成同盟会などとの連携を強化をいたしまして、関係機関への要望活動に積極的に取り組んでまいります。

以上、簡単でございますけれども、令和3年3月定例会の行政

<p>議長</p>	<p>報告とさせていただきます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、5番、小野正路君並びに6番、今宮裕明君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和3年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>3月1日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は本日4日から3月11日、木曜日までの8日間とする。</p> <p>次に、運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日4日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、11日に再開し審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年6月定例会より運用しているとおり時間短縮をし、議案全体で質疑時間を1人30分以内、答弁者も30分以内とする。</p>

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし質問全体で質問時間を1人20分以内とする。

また、執行部の答弁時間も20分以内とする

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

また、反問権も制限時間に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は5日、金曜日、午後5時まで、一般質問の通告期限は本日4日、木曜日、午後5時までとする。

次に、公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しないことを求める意見書を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月11日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの8日間と決定しました。

日程第3、議案第3号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件から日程第21、議案第21号、令和3年度東

町長

洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの19件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案をさせていただきます。

議案第3号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

平成12年度から施行されました介護保険制度ですけれども、第1号被保険者についての保険料関係につきましては、3年ごとに改める必要がございます。

今回の改正では、介護保険法第117条の規定により、介護保険料賦課期間等の改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第4号から議案第7号までは、続けてご提案申し上げます。

東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

続きまして、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

続きまして、議案第6号でございます。

東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

議案第7号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。



提案理由でございます。

議案第4号から議案第7号につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布をされたことに関連をいたしまして、所要の改正を行う必要があることから提案するものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

6ページでございます。

議案第8号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、教育委員会の委員、監査委員及び選挙長等の委員報酬の額につきまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、教育長及び総務課長が説明をいたします。

議案第9号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

令和2年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第10号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億1415万6千円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ45億1658万9千円とするものでございます。

債務負担行為並びに地方債では、借入等の限度額を補正をいたしまして、繰越明許費では地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、国の補正予算第3号、3次補正でございますけれども、補正予算に対応いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策や防災、減災、国土強靱化の推進について、また、県負担金事業などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 11 号でございます。

令和 2 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 103 万 4 千円を追加をし、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1 6 8 3 万 7 千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上いたしております。

歳出では、認定審査会共同設置負担金、積立金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第 12 号でございます。

令和 2 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1 千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6 8 9 3 万 9 千円とするものでございます。

繰越明許費では、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしております。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、ストックマネジメント策定事業を計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第13号でございます。

令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ27億8695万円と定めております。

前年度比で8億3271万7千円、23.0パーセントの減となっております。

また、地方債の借入限度額を1億9080万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

令和3年度予算の主な事業といたしまして、ふるさと納税返礼品及び積立金、南四国アイランド活性化協議会負担金、DMV導入促進事業補助金、地域活性化プラン支援事業補助金、安芸広域租税債権管理機構負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、森林経営管理制度意向調査事業、地域力創造アドバイザー事業、道路橋橋梁点検及び橋梁補修事業、甲浦インター線整備県負担金事業、空き家改修事業、生見防災拠点施設避難路整備事業、木造住宅耐震改修助成事業、児童、生徒、学生等入学支援事業、甲浦公民館耐震改修事業などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 14 号、令和 3 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1 8 9 1 万 4 千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上いたしております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第 15 号でございます。

令和 3 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1 9 7 8 万 8 千円と定めております。

歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金などを計上いたしております。

歳出では総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします

続きまして、14 ページでございます。

議案第16号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ4849万1千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上いたしております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第17号でございます。

令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億8929万円と定めております。

歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上いたしております。

歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が

説明をいたします。

続きまして、議案第18号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1330万3千円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金を計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第19号でございます。

令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億2291万1千円と定めております。

また、地方債の借入限度額を2830万円としております。歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第20号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億3596万4千円と定めております。

また、地方債の借入限度額を3850万円としております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第21号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ6206万円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入を計上しております。

歳出では、自然休養村事業費、体験交流施設事業費、駐車場事業費、海の駅事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上でございます。



<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>私の方から、第3号議案から第7号議案までのご説明をいたします。</p> <p>説明の前に、今回、条例改正システムを使って作成を行いました。システムでは新たに条例が追加となった場合、追加となった条文が下の方に表示されるようになっております。</p> <p>そのため、議案関係資料では条例の並びが順番通りに並んでいない箇所が多く見られますがご了承ください。</p> <p>それでは、議案第3号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについてご説明いたします。</p> <p>議案関係資料の1ページと新旧対照表の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年に一度、介護保険事業計画の見直しを行ったことに伴いまして、介護保険関係の条例を改正しようとするものでございます。</p> <p>新旧対照表を見ていただいたら分かりやすいかと思いますが、改正内容につきましては、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の賦課期間を令和3年度から令和5年度に改正するものとなっております。</p> <p>改正点を簡単に申し上げますと、第2条第3項を削り、第2条第1項から第4項までは賦課年度の改正を行っております。</p>

第2条第2項については保険料2万6640円の改正となっておりますが、令和2年度と同じ金額となっております。

第2条3項から第4項までについては、平成31年度と保険料及び平成32年度について削っております。

また、第1段階から第9段階の保険料については、令和2年度と同じです。

各段階別保険料につきましては、第3号議案資料のとおりとなっております。

第1段階から第3段階の保険料につきましては、低所得者保険料軽減がありますので、カッコ内の金額となっております。

施行日は令和3年4月1日からとなっております。

第3号議案については以上です。

続きまして、議案第4号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料の2ページと新旧対照表の2ページをお願いします。

今回の議案第4号から議案7号については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の省令改正が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものとなっております。

まず、議案第4号から議案第7号まで共通の改正事項がありますので、そちらから説明をさせていただきます。

1点目は、感染症対策の強化について。

これは感染症などの発生及びまん延に関する取組です。

2点目は、業務継続に向けた取組強化について。

これは、感染症などが発生した場合の業務継続に向けた計画、研修の実施についてです。

3点目がハラスメント対策の強化について。

これは、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇に関する対策についてです。

4点目、会議や多職種連携におけるICTの活用について。

これは、テレビ電話等の活用についてです。

5点目が、利用者への説明、同意等に係る見直しについて。

これは、利用者への説明、同意について、書面で行うものについて電磁的記録による対応を原則可能とすることについてです。

6点目が記録の保存等に係る見直し。

これは、業務負担軽減のため諸記録の保存等について、原則として電磁的な対応が可能となることについてです。

7点目、運営規程等の掲示に係る見直しについて。

これは、運営規程等について事業所の掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形、ファイルなどで備えておくことを可能とすることについてです。

8点目は、高齢者虐待防止の推進について。

これは、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から指針の整備、研修の実施についてとなっております。

それでは、第4号議案について、それ以外の主な改正項目について説明をさせていただきます。

指定居宅介護支援事業所とは、介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるようにケアマネージャーが心身の状況や生活環境、本人、家族の希望等に沿ってケアプランを作成

したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連携、調整などを行う事業所です。

本町の該当事業所は、龍馬ケアプランセンターの1か所となっております。

第7条第2項では管理者について、主任介護支援専門の確保が著しく困難である場合などについて、介護支援専門員を管理者とすると追加しております。

第17条第1項第19号では、生活援助の訪問回数の多い利用者の対応について、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する事業者を、事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組み導入について追加しております。

施行日は令和3年4月1日からとなっております。

ただし、第17条第1項第19号については、令和3年10月1日から施行となっております。

第4号議案については以上です。

続きまして、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料の10ページ、新旧対象表では14ページからになります。

共通改正事項以外の主な改正内容としましては、第49条第3項から第7項では夜間対応型訪問介護事業者のオペレーターの配置基準等の緩和について追加しております。

次に、第73条、第153条、第176条、第201条につきましては、地域密着型通所介護事業所などの認知症介護基礎研修の義務付けについて追加をしておりますが、3年間の経過措置期間を設けられております。

次に、第191条と第192では、地域密着型介護老人福祉施設の栄養ケアマネジメントの充実と口腔衛生管理の強化について追加しております。

こちらの方も3年間の経過措置期間が設けられております。

次に10章では複合型サービスという名称について、看護小規模多機能型居宅介護と改正を行っております。

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するサービスを複合型サービスとしていましたが、提供するサービス内容がイメージしにくいとの指摘も踏まえ、名称改正となっております。

施行日は令和3年4月1日となっております。

第5号議案の説明については以上です。

続きまして、議案第6号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料では51ページ、新旧対象表では98ページになります。

主な改正内容としましては、先程第4号議案で説明をした共通の改正内容と同様となっておりますので割愛させていただきます。

す。

施行日は令和3年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第7号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料では57ページ、新旧対象表では106ページからになります。

共通改正事項以外の主な改正内容としましては、第28条第3項、第83条3項では第5号議案と同じく介護予防認知症対応型通所介護事業者などの、認知症介護基礎研修の義務付けについて追加をしておりますが、3年間の経過措置期間を設けられております。

第31条では地域と連携した災害への対応の強化について、第41条では外部評価に係る運営推進会議の活用について、第73条第9項では計画作成担当者の配置基準の緩和について追加をしております。

施行日は令和3年4月1日からとなっております。

簡単な説明になりますが、第3号議案から第7号議案についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

(議席より、全然分かりました。ありがとうございましたとの

<p>議長</p>	<p>発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p> <p>蛭子教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久教育長)</p> <p>議案第8号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、私からは、教育委員会の委員報酬の額の改正についてご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の74ページと、新旧対照表の135ページをお願いいたします。</p> <p>東洋町教育委員会の委員の報酬月額2万3千円を、月額2万5千円とするものでございます。</p> <p>理由としまして、高知県内で月額報酬となっている町村の報酬額を調べてみますと、平均で約2万9700円となっております。東洋町はその平均額と比較しましても、6700円低い額となっております。少しでも平均額に近づけるために2千円増額し、報酬月額を2万5千円とするものでございます。</p> <p>この報酬額の改正は平成11年4月に1千円を引き上げて以来、22年ぶりの改正となっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

私の方からは、監査委員及び選挙の執行に係る選挙長等の報酬の額の改正につきまして、ご説明をさせていただきます

新旧対照表の135ページをお願いいたします。

まず、監査委員の報酬は現在、日額で6千円となっておりますが、高知県内の町村23団体のうち15団体が日額で支給をしております、その団体の支給平均額が9807円となっております。

平均額と比較しましても、3800円程度低いことから、平均額に少しでも近づけるため、1千円を増額しまして日額を7千円に改正しようとするものです。

平成24年4月に報酬を引き上げて以来、9年ぶりの改正をしようとするものでございます。

次に、選挙執行に係る選挙長等の報酬の引き上げについてでございます。

改定の理由でございます。

報酬の根拠となっております、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことから、その改正された額に従いまして、同額の改正をしようとするものでございます。

新旧対照表にありますとおり、選挙長、投票管理者、期日前投票所投票管理者、開票管理者及び投票立会人の日額につきまして、それぞれ100円の増額となっております。

この条例につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。



続きまして、議案第9号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについて、ご説明をいたします。

今回、公職選挙法の改正に伴いまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の対象が拡大されることから、本条例を制定するものでございます。

これまで、町村選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりませんでした。この度、公職選挙法が改正されまして条例による制度化によって、これらが選挙公営の対象となることとなりました。

なお、選挙公営の対象の拡大によりまして、町村議会議員選挙についても、供託金制度が導入されることとなります。

議案関係資料の75ページと1枚もののA4でお配りしております、左側の方に議案第9号資料というものをお願いいたします。

議案関係資料では、75ページをお開きください。

第1条では条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、東洋町議会議員及び東洋町長選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して必要な事項を定めることを定めております。

第2条は、選挙運動用の自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は2万5千円、候補者の届出から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとします。

ただし、選挙公営を受けることができるのは、供託物が没収と

ならない候補者に限られまして、そのほかの選挙公営の対象についても同様となります。

議案関係資料76ページに移りまして、第3条は選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を定めております。

公費負担の適用を受けようとする場合には、選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を結び東洋町選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

76ページ、77ページにかけまして第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続きを定めるもので、長は有償契約の相手からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うこと、また、一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約の場合は、1日あたり2万5千円まで、一般運送契約以外の契約である場合は自動車の借入れ1日当たり1万円まで、燃料費1日当たり2千円まで、運転手の報酬を1日あたり1万2500円まで支払うことと定めております。

第5条は飛ばさせていただきます、第6条でございます。

選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるものとしておりまして、選挙運動用ビラの頒布につきましてはこれまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした、今回の改正で認められることとなりました。

第7条は選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとする場合、ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

79ページに移りまして、第8条は選挙運動用ビラの作成の公

費負担額及び支払手続きを定めるもので、1枚当たりの作成単価につきまして7円51銭に公職選挙法に定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額を、町は有償契約の相手方からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、公職選挙法で定められたビラの作成枚数の上限は、町村議会議員選挙については1600枚、町長選挙については5千枚となっております。

第9条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めるもので、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるとしています。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結を定めるもので、公費負担の適用を受けようとする場合は選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結し選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

資料80ページに移りまして、第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続きを定めるもので、1枚当たりの作成単価518円にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3万9280円加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を1枚当たりの単価の限度額とし、ポスター掲示場の数を限度として乗じて得た金額を町は有償契約の相手方から請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、本町の掲示場の数は40か所となっております。

附則としまして、条例の施行日を、その期日を告示される選挙から適用いたします。

	<p>続きまして、議案第10号でございます。</p> <p>令和2年度東洋町一般会計補正予算第6号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億1415万6千円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ45億1658万9千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第11号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ103万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1683万7千円とするもので、歳入では交付金の受入れなど、歳出では介護認定審査会共同設置負担金を追加するものなどとなっております。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩をいたします。</p> <p>再開は、10時35分。</p>

<p>産業建設課長</p>	<p>(休憩時間：10時18分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：10時35分) 小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長) それでは、私の方から議案第12号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。 今回の補正案では、歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、予算総額を1億6893万9千円としております。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長) 私の方から、議案第13号、令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについて、ご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ27億8695万円としております。 前年度と比較しまして、1億3271万7千円、23.0パーセントの減となっております。 3ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音住民課長) 私の方からは、議案第14号から議案第16号までご説明いたします。 議案第14号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。 予算書の1ページをお願いします。 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1891万4千円と定めるものです。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)  続きまして、議案第15号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。 予算書の1ページをお願いします。 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1978万8千円と定めるものです。 予算書の2ページをお願いします。 (予算書の基づき説明)  続きまして、第16号の説明に移ります。 令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p>

<p>議長</p> <p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4849万1千円と定めるものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第17号と第18号について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第17号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8929万円を計上しております。</p> <p>予算書2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第18号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ1330万3千円となっております。</p> <p>予算書2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
---------------------------------	--

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から、議案第19号から議案第21号についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、議案第19号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出の総額を、それぞれ1億2291万1千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第20号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、1ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出の予算の総額を、1億3596万4千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>時間がもう、5分もありませんので、ここでお昼の休憩にして、21号はまた昼からやってください。</p> <p>ここで、休憩に入ります。</p>



	<p>再開は13時30分です。  (休憩時間：11時55分)  休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開時間：13時30分)  小池産業建設課長。  21号から。</p> <p>(小池 昭平産業建設課長)  それでは、私の方から引き続きまして、議案第21号からご説明させていただきます。  令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。  予算書の1ページをお開きください。  歳入歳出の総額を、それぞれ6206万円としております。  2ページをお願いします。  (予算書に基づき説明)</p>
産業建設課長	<p>(西岡 尚宏議長)  以上で、一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。  ここでお諮りいたします。  議案第13号、令和3年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から議案第21号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての9件は質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
議長	

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号から議案第 21 号までの 9 件は質疑を省略し、議長を除く 7 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり 2 番、高嶋俊彦君、3 番、小松熙君、4 番、武山裕一君、5 番、小野正路君、6 番、今宮裕明君、7 番、田島毅三夫君、8 番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長互選を行ってください。

場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出してください。

ここで15分間、休憩します。

再開は、1時55分であります。

(休憩時間：13時39分)

(予算審査特別委員会開催・正副委員長互選)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時55分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に、今宮裕明君。

副委員長に、小松熙君。

以上であります。

日程第22、選挙第1号、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うものであり、議会で選挙することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>指名方法については、議会運営委員の全員が選考委員となり選考の上、委員長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よってさよう決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開は、2時15分です。</p> <p>(休憩時間：13時56分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：14時15分)</p> <p>それでは、選考の結果について委員長から報告を願います。</p> <p>高島議会運営委員長。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>選考の結果を報告いたします。</p> <p>慎重に選考した結果、次の方々を選挙管理委員会委員及び補充員に指名いたします。</p> <p>まず、委員から指名しますが敬称を省略させていただきます。</p> <p>生田幹明さん、坂田武行、竹林愛、橋本恵子。</p> <p>以上の皆様を指名することに決定いたしました。</p>
-------------------	---

議長

次に、補充員を指名しますが、こちらも敬称を省略させていただきます。

第1順位に大坂哲也さん、第2順位に奈良崎幸一、第3順位に光本速雄、第4順位に児玉安喜恵さん。

以上の皆様を指名することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいま、指名されました諸君をもって選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました、生田幹明君、坂田武行君、竹林愛さん、橋本恵子さんの諸君が選挙管理委員会委員に、補充員に、第1順位に大坂哲也君、第2順位に奈良崎幸一君、第3順位に光本速雄君、第4順位に児玉安喜恵さん。

以上の諸君が当選されました。

日程第23、委員会報告の件を議題とします。

総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。

今宮総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任  
委員会委員長

(今宮 裕明総務教育民生常任委員長)

議会報告。

総務教育民生常任委員会から、令和2年11月30日に実施をしました保育、学校訪問の概要についてご報告いたします。

この委員会活動は、保育、学校との交流、施設の視察、園長及び学校長との意見交換等を通じまして、教育行政に対する側面的な支援を行うことを目的に開催しているものであります。

今回の保育、学校訪問の内容につきましては、配布しました資料のとおりでございます。ご参照ください。

補足的な説明といたしまして、各施設の改善要望では保育、学校側から提起されました改善要望の項目を記載しております。

この要望については、教育委員会サイドにおいて優先順位を付けながら改善のため、予算措置を検討していかれるものと考えております。

また、参考資料の各施設の視察と意見交換につきましては、視察先と意見交換をした内容を、概要として記載をしておりますのでご参照ください。

最後に、資料の4ページ、委員会総括を朗読し、報告といたします。

委員会総括の朗読。

委員会総括。

両保育園と小中学校の各施設の視察及び学校全体の取組状況について意見交換を行いました。

まず、小中学校の校舎等については、既に耐震化をされており子どもの命を守る取組がなされております。

両保育園の園舎については、今年度、耐震診断が実施されており耐震化に向けての取組が進められております。

甲浦中学校を除く3校の体育館の非構造物の耐震化について

も12月補正で予算計上され、今年度は設計をし、予算を繰り越して来年度に工事を行う予定となっております。

バスケットゴールや照明も対象となっております。

また、コロナ禍において各施設には、消毒液やオゾン発生器などを設置し、学校生活における子どもや先生方などの健康維持に対する取組がなされており、評価できるものであると思います。

甲浦保育園では、廊下が腐りガムテープで貼り合わせ対応をしております。雨が吹き込むことで廊下の利用が不自由になるばかりか板も腐り、悪循環であります。

その改善策として、庇を延ばすなどの対応を執行部に求めておきたい。

甲浦小学校では、校門から校舎までの道に石などが崩れ落ちてくる危険な状態であります。

子どもの安全確保も当然ながら、住民の避難路でもある道なので、その改善として擁壁を広げるなど早急な対応を執行部に求めておきます。

保、小、中学校が連携したコミュニティスクールでは、対話的主体的な深い学び、コミュニケーション力をつけるために、地域と学校が一緒になって取り組んでいる。

しかし、1学級の子どもの数が減り、多様なものの考え方を知る機会やコミュニケーションの課題があるという現状であります。

統廃合の問題について、議論をしていく時期にきていると考えられます。

議会と教育委員会との連携も強めながら、細やかな対応策を推進していただきたいと思います。

議長

以上で、総務教育民生常任委員会の保育、学校訪問活動内容についてのご報告といたします。

(西岡 尚宏議長)

総務教育民生常任委員会からの報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から10日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため11日、午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

休憩後、本日から5日まで、役場2階の会議室、研修室において、予算審査特別委員会を開催します。

開催の時間は、2時40分からです。

次回の議会放送は11日、木曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間：14時24分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員